

答申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年3月15日4砂第788号で行った公文書部分開示決定取消処分（以下「本件取消処分」という。）及び同日付4砂第789号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求人は、「北九州市でイノシシ2頭が高さ6メートルの壁に囲まれた砂防ダムに入り込んで出られなくなっていることについて関係機関と協議した内容が分かる文書一式（決裁文書等を含む。）」について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対して、別紙のとおり、北九州県土整備事務所が作成した報道直後の状況整理資料（以下「本件公文書」という。）のほか20件の公文書（以下総称して「本件特定済公文書」という。）を特定した。

なお、本件特定済公文書は、イノシシが北九州市内の砂防施設に入り込んで出られなくなった事故（以下「本件事故」という。）に関して、実施機関が関係所属で協議等を行った際に作成した取材報告書（以下「取材報告書」という。）、本件事故への対応に関する手持ち資料（以下「本件事故対応資料」という。）及びこれらの文書を関係所属間で電子メールにより送受信した際のメール文（以下「電子メール本文」という。）等で構成されている。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件取消処分を行った上で、本件特定済公文書のうち、本件公文書に記載されている通報者の氏名について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件取消処分及び本件決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成30年10月25日付けで、実施機関に対し、条例

第6条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年11月8日付けで、本件請求に対し、本件公文書に記載された通報者の氏名のほか、本件特定済公文書に記載された記者の氏名及び住宅地図の居住者氏名について、条例第7条第1項第1号に該当するとして、また、本件特定済公文書に記載された報道機関名について、条例第7条第1項第2号（事業情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分全てを開示する公文書部分開示決定（以下「本件原決定1」という。）を行った。

なお、実施機関は、通報者の氏名については、非開示理由の通知を行っていなかった。

ウ 審査請求人は、平成30年11月30日付けで、本件原決定1を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件原審査請求1」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年12月14日付けで、本件原決定1を取り消し、非開示としていた情報のうち、住宅地図の居住者氏名を開示する公文書部分開示決定（以下「本件原決定2」という。）を行った。

なお、実施機関は、本件原決定1に引き続き、通報者の氏名については、非開示理由の通知を行っていなかった。

オ 審査請求人は、平成31年1月10日付けで、本件原決定2を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件原審査請求2」という。）を行った。

カ 実施機関は、本件原審査請求2について、平成31年1月23日付けで、福岡県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、諮問を行った。

キ 審査会は、令和2年2月25日付けで、実施機関に対し、答申第199号を行った。

ク 実施機関は、令和5年3月15日付けで、本件原決定2を取り消す本件取消処分を行った上で、本件原決定2で非開示とした情報のうち、通報者の氏名を除く全てを開示する本件決定を行った。

ケ 審査請求人は、令和5年3月19日付けで、本件取消処分及び本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

コ 実施機関は、本件原審査請求1及び本件原審査請求2について、本件原決定1及び本件原決定2が取り消されたことにより、審査請求人の求める利益が失われていることを理由として、令和5年3月27日付けで、審査請求を却下する裁決を行った。

サ 実施機関は、令和5年6月8日付けで、審査会に対し、諮問を行った。

4 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件原審査請求1及び本件原審査請求2を受けて、実施機関は、平成31年1月23日付けで審査会に諮問し、審査会は、令和2年2月25日付けで「非開示とした部分を全て開示すべきである」と答申した。
- (2) 実施機関は、審査会から「非開示とした部分を全て開示すべきである」との答申を受けたのだから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条の規定に基づく認容の裁決をするべきである。
- (3) しかしながら、実施機関は、裁決を不当に3年以上遅らせたばかりか、認容の裁決をせず、本件取消処分を行った。本件取消処分は、自らの違法を認めることを避けるものであり、決して許されるものではない。
- (4) 本件取消処分及び本件決定は、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行政手続条例」という。）第13条にも違反している。
- (5) 実施機関の作成した文書の記載によると、非開示部分は次のとおりである。
本件原決定1：取材報告書上の報道機関名・記者名、住宅地図上の居住者氏名
本件原決定2：取材報告書上の報道機関名・記者名のみとする。
つまり、本件原決定1及び本件原決定2では、本件公文書に記載されている「通報者の氏名」を非開示部分としていない。
- (6) 実施機関は、本件原決定2の非開示部分は、「取材報告書上の報道機関名・記者名のみとする。」と表示していたところ、本件決定において、これまで非開示部分になっていなかった通報者の氏名を、審査会の審理が終わった後になって、非開示部分に追加した。したがって、本件取消処分及び本件決定は、それまで非開示部分となっていなかった通報者の氏名を非開示部分とする審査請求人に不利益な変更をする処分になっており、不利益処分（行政手続条例第2条第5号）である。
- (7) 実施機関は、行政手続条例第13条で規定する手続きを行っていない。したがって、本件取消処分及び本件決定は、行政手続条例第13条に違反し、違法な処分なので、取り消されるべきである。

5 実施機関の説明要旨

(1) 処分の理由

ア 本件取消処分について

本件原決定2における非開示情報のうち、通報者の氏名については、公文書部分開示決定通知書に非開示情報として明記しておらず、また非開示

理由の付記もないことから、形式上の不備があり、改めてこれらを記載した公文書部分開示決定通知書を発出する必要があったものである。

また、本件原決定2で非開示としていた報道機関名及び記者の氏名については、条例第7条第1項各号の該当性を再考した結果、開示することにした。

なお、裁決によらず職権による取消しとした理由は、公文書部分開示決定通知書の形式上の不備が原因となって、審査会において通報者の氏名の非開示妥当性について審議されていないことから、再度審査会への諮問及び答申を経て、裁決を行う必要性が生じたためであり、より速やかに必要な開示が行えるよう、職権での取消しによることとしたものである。

審査請求人に対しては、本件取消処分を通知する際、裁決の遅延に対する謝罪と職権取消とした理由の説明を内容とする文書を、併せて送付している。

イ 本件決定について

通報者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるためである。

ウ 黒塗りのまま開示できない箇所について

本件決定において、本件原決定2で非開示としていた報道機関名及び記者の氏名を開示することとした。

しかし、本件事故対応資料の一部及び電子メール本文については、本件原決定1に係る対象公文書の写しを作成する際、紙に印刷したものに黒塗りをを行い、当該電子メールの元データを誤って削除したため、黒塗りした文書しか存在していない。

したがって、これらの文書については、非開示を開示に変更した後も、本件原決定1で非開示とした情報が開示できない状況である。

審査請求人に対しては、本件決定を行う際に、その旨を説明する文書を送付して謝罪するとともに、本件事故対応資料の開示できない箇所は、他の文書の記載内容から朝日新聞であると推測できる旨を同文書により通知している。

(2) 審査請求人の主張要旨(2)及び(3)について

審査会の答申は、通報者の氏名の非開示情報妥当性については判断しておらず、当該情報についてまで開示すべきと判断したものではない。また、本件取消処分は、(1)アのとおり、より速やかに必要な開示が行えるよう、職権での取消しによることとしたものである。

(3) 審査請求人の主張要旨(4)から(7)について

実施機関は、本件原決定2における公文書部分開示決定通知書には、非開示情報として、通報者の氏名を明記していないものの、開示した公文書の写しでは、通報者の氏名が記載された部分に黒塗りを行い、非開示情報とした上で、審査請求人に対象公文書を開示している。

その後、本件原審査請求2に対する裁決の事務処理を行う中で、本件原決定2において、通報者の氏名を非開示とする旨とその理由が記載されていないことが判明したことから、本件取消処分を行い、改めてこれらを明記した本件決定を行ったものである。

以上のように、通報者の氏名は当初から非開示としている情報であり、本件取消処分及び本件決定は、行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分には該当せず、同条例第13条に規定する手続は不要である。

(4) 結論

以上のとおり、本件取消処分及び本件決定には、違法又は不当な点はないと考える。

6 審査会の判断

(1) 本件特定済公文書の性格及び内容

取材報告書には、取材を受けた日、取材を受けた者の職名・氏名、取材者の氏名、報道機関名、案件名及び取材内容等の情報が記載されており、通常、各部署は、報道機関から取材を受けた際に、取材情報を記録し広報主管課に対し報告を行っているところである。

また、本件事故対応資料には、本件事故発生以降の経過や報道機関からの取材に対する想定問答をまとめた情報が記載されている。

更に、電子メール本文は、これらの文書を送受信した際の電子メールを紙に出力した原本であり、取材者の氏名及び報道機関名が記載されている。

なお、電子メール本文及び当該メールに添付された本件事故対応資料の一部は、本件原決定1に係る起案に際し、直接黒塗りを行った上で、決裁が終了した文書である。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書は非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報であっても公益

的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、家族関係、交際関係、生活記録等に関する情報、財産の状況、所得等に関する情報、資格、犯罪歴、学歴等に関する情報、心身の状況、体力、健康状態、病歴等に関する情報、思想、信条、宗教、趣味等に関する情報、知的創作物に関する情報その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

イ 該当性の判断

当審査会において、本件公文書を見分したところ、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とされた情報は、個人の氏名であることが確認された。

当該部分について、条例第7条第1項第1号ただし書きに規定する例外に該当する事情は窺われず、この点について、審査請求人からも特段主張はなされていない。

したがって、通報者の氏名は、条例第7条第1項第1号に該当するものと認められる。

(3) 不利益処分該当性について

ア 不利益処分について

不利益処分とは、行政手続条例第2条第5項の規定により、行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分と定義されている。

行政庁が不利益処分をしようとする場合には、行政手続条例第13条第1項第1号及び第2号の規定により、行政庁の処分によって一方的に相手方の条例等上の資格又は地位が喪失してしまうものにあつては、聴聞、その他の不利益処分にあつては弁明の機会の付与をしなければならないこととされている。

なお、行政手続条例第13条第2項各号の規定に定めるものに該当するときは、聴聞又は弁明の機会の付与を行う必要はない。

イ 該当性の判断

審査請求人は、実施機関が行った本件取消処分及び本件決定により、それまで非開示部分となっていなかった通報者の氏名を新たに非開示としていることから、行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分に該当するにもかかわらず、不利益処分を行う際に必要な行政手続条例第13条

で規定する手続を行っていない旨主張をしている。

確かに、実施機関の行った本件原決定1及び本件原決定2には、通報者の氏名を非開示とした理由が記載されておらず、本件特定済公文書の開示状況と異なっていた。

このような場合、当初の開示決定等において開示とされていた情報が、決定のやり直しにより非開示とされていれば、不利益処分に該当するといえるものの、当審査会において改めて本件原決定1及び本件原決定2で開示した本件公文書を確認したところ、当初から通報者の氏名は一貫して非開示とされており、本件取消処分及び本件決定で新たに非開示情報として追加されたものでないことが確認された。

そうすると、本件取消処分及び本件決定は、審査請求人が本件原決定1及び本件原決定2において開示を受けた内容から何ら変更はなく、かえって本件原決定2における手続上の瑕疵を解消するため、必要な理由の提示を行ったものであり、全体として審査請求人に新たな不利益を生じさせるものではないと認められる。

したがって、本件取消処分及び本件決定は、行政手続条例第2条第5項に規定する不利益処分には該当せず、実施機関が、同条例第13条に規定する手続を行わなかったことに手続上の瑕疵があるとはいえない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張をしているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

(1) 理由の提示について

本件原決定1及び本件原決定2において、通報者の氏名を非開示とした理由が記載されていなかったことは、本件特定済公文書の開示状況と異なっているため、部分開示決定のあり方として極めて不適切といわざるを得ない。

今後、実施機関においては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るよう、非開示理由の記載について、非開示とする部分、情報の内容、理由を可能な限り具体的に記載するなど、適切な対応に努めるよう求める。

(2) 裁決の遅れについて

審査請求の経緯及び実施機関の対応についてみると、原審査請求2に係る答申第199号を令和2年2月25日付けで審査会から受けていたにも関わらず、速やかに裁決を行っていなかった。

条例の解釈運用を示した「情報公開事務の手引」によれば、各実施機関は、審査会からの答申を尊重して答申から30日（特段の事情がある場合は60日）以内に審査請求に対する裁決を行うこととされている。

このことを踏まえて、実施機関においては、今後、公文書開示決定等に対する審査請求事案の処理にあたり、迅速かつ適切な対応に努めるよう求める。

(3) 公文書の適切な管理について

実施機関は、電子メール本文及び当該メールに添付された本件事故対応資料の一部については、本件原決定1に係る対象公文書の写しを作成する際、紙に印刷したものに黒塗りを行った後に、当該電子メールの元データを削除したため、黒塗りした文書しか存在しないと説明している。

条例第38条第1項においては、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」と定めている。

本件特定済公文書は、公文書開示請求の対象となったのであるから、審査請求や取消訴訟の対象となり得ることも考慮して、安易に廃棄することのないよう配慮すべきであった。

文書管理と情報公開は表裏一体のものであり、文書管理が適切になされていなければ、情報公開の適切な運用ができないことを踏まえ、実施機関には、公文書の適切な管理に努めるよう求める。

(4) 開示決定等の職権取消について

実施機関は、本件請求に対する瑕疵ある決定を重ねて行った結果、本件請求に係る審査請求を繰り返しさせることとなった。

そもそも実施機関が瑕疵ある決定を繰り返したのは、それぞれの決定時点における検討が不十分であったことが原因であるといわざるを得ない。

今後、実施機関においては、公文書開示請求手続及び審査請求手続をより一層、適正、的確かつ厳正に行うよう求める。

<別紙>

	本件特定済公文書の名称	取材報告書	本件事故対応資料	電子メール本文	その他
①	北九州県土整備事務所が作成した報道直後の状況整理資料(本件公文書)	○			○
②	北九州県土整備事務所が作成した北九州市との協議結果整理資料	○			○
③	10月23日に北九州県土整備事務所担当者が県庁砂防課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【取材報告書】	○		○	
④	10月24日に北九州県土整備事務所担当者が県庁砂防課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【取材報告書】			○	
⑤	10月24日に県庁砂防課担当者が北九州県土整備事務所担当者に送信したメール			○	
⑥	10月25日に北九州県土整備事務所担当者が県庁砂防課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【取材報告書】	○		○	
⑦	10月25日に北九州県土整備事務所担当者が県庁砂防課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【取材報告書】	○		○	
⑧	10月25日に県庁砂防課担当者が北九州県土整備事務所担当者に送信したメール及びその添付ファイル【イノシシ対応手持ち資料】		○	○	
⑨	10月25日に県庁砂防課担当者が県庁自然環境課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【イノシシ対応手持ち資料】		○	○	
⑩	10月25日に県庁砂防課担当者が県庁県民情報広報課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【イノシシ対応手持ち資料】		○	○	
⑪	10月26日に県庁砂防課担当者が県庁県民情報広報課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【イノシシ対応手持ち資料】		○	○	
⑫	10月26日に県庁砂防課担当者が県庁自然環境課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【イノシシ対応手持ち資料】		○	○	
⑬	10月26日に県庁県民情報広報課担当者が県庁砂防課担当者に送信したメール			○	
⑭	10月26日に県庁砂防課担当者が北九州県土整備事務所担当者に送信したメール及びその添付ファイル【イノシシ対応手持ち資料】		○	○	
⑮	10月26日に北九州県土整備事務所担当者が県庁砂防課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【取材報告書】	○		○	
⑯	10月26日に県庁砂防課担当者が北九州県土整備事務所担当者に送信したメール			○	
⑰	10月26日に北九州県土整備事務所担当者が県庁砂防課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【取材報告書】	○		○	
⑱	10月26日に県庁砂防課担当者が県庁畜産課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【イノシシ対応手持ち資料】		○	○	
⑲	10月27日に県庁砂防課担当者が県庁自然環境課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【イノシシ対応手持ち資料】		○	○	
⑳	10月27日に県庁砂防課担当者が県庁畜産課担当者に送信したメール及びその添付ファイル【イノシシ対応手持ち資料】		○	○	
㉑	10月27日に県庁砂防課担当者が北九州県土整備事務所担当者に送信したメール及びその添付ファイル【イノシシ対応手持ち資料】【報道発表資料】		○	○	○